

## 2-1. 主な法令(1)

区分	名 称	法 令 番 号	内 容
法律	労働安全衛生法	昭47法律第57号	労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するための具体的方法を定めた法律(p.16参照)
政 令	労働安全衛生法施行令	昭47政令第318号	労働安全衛生法の規定に基づき、用語の定義、法の適用範囲などを定めた政令
省 令	労働安全衛生規則	昭47労働省令第32号	通則、安全基準、衛生基準および特別規制の4編から成っている。第1編通則は、労働安全衛生法の施行規則的な性格を有しており、安全管理体制、労働者教育、免許などについて定めている。第3編衛生基準は有害な作業環境、保護具、気密および換気など衛生基準一般について定めている。
省 令	有機溶剤中毒予防規則	昭47労働省令第36号	有機溶剤中毒を予防するため、54種類の有機溶剤を対象として、局所排気装置の設置などの発散抑制装置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施とその結果の評価、健康診断の実施、保護具などについて定めている(p.21参照)
省 令	鉛中毒予防規則	昭47労働省令第37号	鉛中毒を予防するため、局所排気装置の設置などの発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施とその結果の評価、健康診断の実施、保護具などについて定めている(p.22参照)
省 令	特定化学物質等障害予防規則	昭47労働省令第39号	労働安全衛生法施行令別表第3で規定されている特定化学物質等を対象として、それらによる障害を予防するため、局所排気装置の設置などの発散抑制装置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施とその結果の評価、健康診断の実施、保護具などについて定めるとともに、大量漏えいによる障害の防止、製造許可の基準などについて定めている(p.24参照)
省 令	高気圧作業安全衛生規則	昭47労働省令第40号	高圧室内業務または潜水業務による高気圧障害などの健康障害を防止するため、設備、作業時間、健康診断の実施、再圧室の設置などについて定めている(p.28参照)
省 令	電離放射線障害防止規則	昭47労働省令第41号	電離放射線による障害を防止するため、管理区域の明示、線量当量の測定、外部放射線の防護、汚染の防止、緊急措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断の実施などについて定めている(p.29参照)
省 令	酸素欠乏症等防止規則	昭47労働省令第42号	酸素欠乏症および硫化水素中毒を防止するため、作業主任者の選任、作業方法の確立、作業環境の整備などの措置を定めている(p.31参照)
省 令	事務所衛生基準規則	昭47労働省令第43号	事務所について、空気・照明および騒音に係る環境条件、関係設備の維持管理、休憩設備などについて定めている(p.32参照)
省 令	粉じん障害防止規則	昭54労働省令第18号	粉じんによる労働者の健康障害を防止するため、設備の設置、管理、作業環境測定、保護具などについて定めている。 なお、粉じん作業從事労働者の健康管理については「じん肺法」で定められている(p.34参照)
告 示	エックス線装置構造規格	昭47告示第149号	
告 示	ガンマ線照射装置構造規格	昭50告示第52号	
告 示	チーンソーの規格	昭52告示第85号	
公 示	局所排気装置の定期自主検査指針	昭58公示第5号	
公 示	除じん装置の定期自主検査指針	昭58公示第6号	
公 示	事業場における労働者の健 康保持増進のための指針	昭63公示第1号 平9公示第2号	
告 示	防じんマスクの規格	昭63告示第19号	
告 示	防毒マスクの規格	平2告示第68号	
告 示	事業者が必ずべき快適な職場環境の形成のための指針に関する指針	平4告示第59号	
告 示	化学物質等の危険性指針	平4告示第60号	
告 示	健康診断結果に基づく事業者の指針	平8告示第1号 平12公示第2号	
公 示	労働災害防止計画に関する公示	平10公示	
告 示	労働安全衛生マネジメントシステムによる労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針	平11告示第53号	
公 示	化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針	平12公示第1号	
告 示	核燃料物質等取扱業者特別教育規程	平12告示第1号	
法 政 令	作業環境測定法	昭50法律第28号	作業環境測定士の資格、作業環境測定機関などについて規定した法律
法 政 令	作業環境測定法施行令	昭50政令第244号	作業環境測定法の規定に基づき、作業環境測定士による測定が行われなければならない作業場(指定作業場)、作業環境測定士試験の手数料などについて規定した政令
省 令	作業環境測定法施行規則	昭50労働省令第20号	作業環境測定法施行のための細部事項として、作業環境測定士の資格、試験、講習、登録および作業環境測定機関について定めたもの
法 律	じん肺法	昭35法律第30号	じん肺の予防のための健康管理などについて規定した法律(p.36参照)

## 主な法令(2)

区分	名 称	法 令 番 号	内 容
省 令	じん肺法施行規則	昭35労働省令第6号	じん肺法の規定に基づき、じん肺法の適用される粉じん作業の種類、じん肺健康診断の項目などについて定めている
法 律	労働基準法	昭22法律第49号	労働契約、賃金、労働時間、年少者、女性、技能者の養成、災害補償、就業規則、寄宿舎、監督機関など労働に関する基本的事項の最低基準を定めた法律(p.37参照)
省 令	労働基準法施行規則	昭22厚生省令第23号	労働基準法の規定に基づき細部事項について定めたもの ①業務上疾病の範囲(第35条)(p.38参照)、②身体障害の等級(第40条)(p.41参照)、③労働時間延長の制限業務(第18条)などが関係深い
省 令	年少者労働基準規則	昭29労働省令第13号	労働基準法の規定に基づき、年少者の労働基準について定めたもの、①年少者の就業制限の業務の範囲(第8条)、②児童の就業禁止の業務の範囲(第9条)などが関係深い
省 令	事業附属寄宿舎規程	昭22労働省令第7号	事業附属寄宿舎の要件について定めたもので、安全衛生については、①第1種寄宿舎安全衛生基準(第6~36条)、②第2種寄宿舎安全衛生基準(第37~39条)の規定がある
省 令	建設業附属寄宿舎規程	昭42労働省令第27号	工事の完了の時期が予定される建設業に附属する寄宿舎の基準を定めたもの
法 律	家内労働法	昭45法律第60号	家内労働者に関する工賃、安全、衛生などの労働条件の最低基準を定めた法律
省 令	家内労働法施行規則	昭45労働省令第23号	家内労働法の規定に基づき、同法の施行のための細部事項を定めたもの、安全および衛生についての規定(第10~22条)がある
法 律	男女雇用機会均等法*	昭47法律第113号	女子労働者が性による差別をされることなく、しかも母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるようすることを規定した法律、特に妊娠中、出産後の健康管理に関する措置(第22条)が関係深い
法 律	労働者派遣法**	昭60法律第88号	労働者派遣事業の適正な運営の確保、派遣労働者の就業に関する条件の整備を規定した法律 ①労働安全衛生法の適用に関する特例等(第45条)(p.35参照) ②じん肺法の適用に関する特例等(第46条) ③作業環境測定法に関する特例等(第47条)
法 律	パート労働法***	平5法律第76号	短時間労働者について、適正な労働条件の確保や福利厚生の充実その他の雇用管理に関する措置、職業能力の開発等に関する措置を定めた法律
告 示	事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針	平5労働省告示第118号	健康診断に関する規定がある
法 律	労働災害防止団体法	昭39法律第118号	労働災害の防止を目的とした事業者の自主的活動を推進することを目的として、中央労働災害防止協会(中災防)、業種別の労働災害防止協会を組織することを規定した法律
法 律	労働者災害補償保険法	昭22法律第50号	業務上の原因または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡に対する迅速で公正な保護をするための保険給付と社会復帰の促進、労働者とその遺族の援護などを定めた法律(p.43参照)

\* 正式な名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律」

\*\* 正式な名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」

\*\*\* 正式な名称は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」